

## 総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和7年12月5日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
- 議案第89号 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第90号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第93号 備北地区消防組合規約の変更について
- 議案第102号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
- 所管事務調査 政策提言に向けての協議
- 4 出席委員 伊藤芳則、山田真一郎、宍戸 稔、弓掛 元、藤井憲一郎、徳岡真紀、中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
- 【総務部】 桑田総務部長、瀧熊総務課長、中村職員係長、清水行政係長
- 【地域共創部】 吞谷地域共創部長、伊藤まちづくり交通課長
- 【危機管理監】 山田危機管理監、石田危機管理課長、林危機管理係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 はい、皆さんおはようございます。それでは、定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、既にお示ししています委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました4議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いをいたします。

それでは、議案第89号「三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田総務部長 はい。おはようございます。それでは、議案第89号「三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、公益通報に関する審査等を行う公益通報審査会について、専門性の蓄積を確保することに伴い、三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、委員の任期を2年から3年に延長することで、専門性の蓄積を確保しようとするものです。また、補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすることとし、付則において、この条例の施行日以降、初めて委嘱する委員については、任期を他の委員の任期と合わせようとするものでございます。なお、委員数は3人でございます。施行日につきましては公布の日とするものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長　はい。ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員　はい。おはようございます。公益通報審査会、なかなか一般的に馴染みがないんで、この機会ですので、会の実態とかですね、活動状況、それから公益通報の具体例、そういうふうなことを少し教えていただけますか。

○伊藤委員長　瀧熊課長。

○瀧熊総務課長　はい。この公益通報という制度につきましては、いわゆる民間でございましたら、自動車の試験結果の偽造でございますとか、例えば、食品の産地偽装でありますとか、そういう企業での不祥事がございましたら、主に従業員の方から、内部の告発ということで明るみになって、消費者の方の安全が守られるというようなことがございます。行政につきましても、例えば、公文書偽造でございますとか、そういう内部の犯罪行為があった場合は、内部の正義感のある職員がですね、勇気を持って告発するということで明るみになって、市民の方の安全安心が守られるというような状況がございます。ただ、そういう勇気ある従業員でありますとか、職員の、その行動というものはですね、守られるべきということで、そういう告発などにつきまして、公正に審査するのが、この公益通報審査会ということになります。はい。概要につきましてはそのような委員会となっておるところでございます。

○伊藤委員長　はい。弓掛委員。

○弓掛委員　ちょっと実態として、最近でいいですから、活動状況を教えていただけますか。

○伊藤委員長　はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長　はい。本市におきます公益通報の窓口といたしましては、外部の窓口と内部の窓口というのがございます。外部の窓口というのは、この公益通報審査会委員へ直接、電話やFAXなどで不正があるということを通報する窓口でございます。内部通報と申しますのは、総務課内に事務局を持っておりまして、そちらへ通報とするという取り組みでございます。制度が平成19年から運用いたしておりますけども、現在のところ、2件通報があつとるような状況で、最近でありますと、平成29年ごろに1件あったのが最後で、それ以降は現在のところございません。そのような状況でございます。

○伊藤委員長　はい。よろしいですか。他に質疑はありませんか。

　　はい。藤井委員。

○藤井委員　はい。附則の中に、補欠の委員さんの任期を合わせるためというふうな、2年と3年の任期を合わせるためというふうな形になってるんですけど、その必要性っていうのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○伊藤委員長　はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長　はい。現在、公益通報審査会委員の任期が2年となっております。任命いたしまして1年経ちますと、すぐに次の委員を選任するということで、2年目につきましては、12月に向

けての選任と、次の翌4月に向けての選任ということで、2年の中で2年目につきましては、すぐ次の委員を探すというような状況になっております。そういった中、同じような不服申し立てでございますとか、個人情報保護審査会でございますとか、情報公開審査会というのは、任期3年にしておりますとして、その3年間の中で同じ委員の方が、しっかりとその制度を認識いただきまして活動いただけるということで、3年程度が適當ではないかということで、この度3年とさせていただくということと併せて、事務手続きにつきましても、同じ任期である方がですね、煩雑とはなりませんので、ぜひこのようにお願いしたいと考えておるところでございます。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑ありませんか。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 公益通報があったときにのみ、その委員の方はその会議に出られるだけであって、普段はその委員の方はどういう活動されるとかというところがあれば、お聞かせください。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。公益通報審査会委員の皆様につきましては、委員会に出席いただく他にですね、外部通報の窓口といたしまして、通報窓口となっていただいております。三次市のホームページに外部通報の窓口ということで、代表して弁護士事務所の方を掲載しております。ということで、窓口として任務を担っていただいているという状況がございます。

○伊藤委員長 はい。宍戸委員。

○宍戸委員 先ほどから聞いてると、どういうんですか、委員の皆さんのが活動されるとの場面はなかなかないというような状況だろうというふうに思うんですよね。その中で、任期を3年にされるというのが、専門性の蓄積をという説明があったんですけども、弁護士の方がなられてるケースが多いかと思いますけども、そこら辺との兼ね合いというのは、任期を1年延ばすというところとの関係は特にはないんでしょうか。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。確かにこの公益通報という事の性格上、めったに通報とかがあるようなものではございません。ということで、実際に案件にあたりまして、そういったことのノウハウの蓄積というのは、実際にはないわけでございますけども、委員になっていただいている方につきましては、基本的には弁護士でございますとか司法書士、税理士でございますとか、公証人でございますとか法律の専門家ということでなっていただいております。外部通報の窓口にいたしましても、2年でコロコロ変わるよりは、ある程度、3年程度のところで継続してやっていただきたいという思いもございまして、3年というふうにお願いしているところでございます。

○伊藤委員長 はい。よろしいでしょうか。はい。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 他にないようですので、以上で議案第89号に係る質疑を終了いたします。

続いて議案第102号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

はい。桑田総務部長。

○桑田総務部長 はい。それでは続きまして議案第102号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び国家公務員給与制度改革に準じて、職員の給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定等を行うとともに、会計年度任用職員の給料表等を改定するため、三次市職員の給与に関する条例他1条例の一部を改正しようとするものでございます。給与改定につきましては、常勤一般職の給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給月数を年2.5月分から年2.525月分に、勤勉手当の支給月数を年2.1月分から2.125月分に改定しようとするものでございます。あわせて会計年度任用職員の給料表、期末勤勉手当についても、同様に改定しようとするものでございます。

次に、宿日直手当につきましては、勤務1回にかかる支給限度額を引き上げようとするものでございます。通勤手当につきましては、自動車等利用者の10キロメートル以上の距離区分について、それぞれの区分ごとにおいて引き上げをしようとするものでございます。

施行日につきましては、給料表及び各手当に係る給与改定は、施行日を公布の日とし、適用日は令和7年4月1日からの遡及適用としており、令和8年度の期末勤勉手当の期別の支給率の改定については、施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 はい。ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、举手をお願いします。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。ご説明ありがとうございました。今の議案なんですけれども、人事院勧告を受けての改定ということで、人事院勧告っていうものは、そもそも法的拘束力っていうものはない中で、どの自治体も概ねこれに従って給与改定など行われていると思うんですけども。現状を、今、本市の経済状況、非常に良くない状況が続いているし、そういうことを考慮すると、民間給与が厳しい中、公務員の給与を引き上げていくという部分に関して、市民感情等を考慮する必要があるのではないかと思うんですけども、そういうところで、この人事院勧告を受けての改定なんですが、そういう時期をおくらせるだったり、そういうところの考慮の議論っていうものがあったのか、お伺いをします。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。本市の給与決定にあたりましては、県でございますとか、政令市であるような、人事委員会を置いてる自治体ではございませんので、それ以外のほとんどの自治体につきましては、地方公務員法の趣旨に沿って給与の決定をしていくこととなっております。地方公務員法の趣旨ではですね、国家公務員の制度に準拠するということと、あと地域における国家公務員や他の自治体との均衡により適正化を図ることが必要と考えております。この度もこの法の趣旨に沿って対応することとして、提案しているものでございます。この給与決定にあたりまして、内部で検討してまいりましたけども、全国的な傾向でもございますけども、本市におきましても、採用試験の申込者数の減少でございますとか、一定の若年層の離職もあるなどですね、公務員の人材確保は

大変厳しい状況となっております。こうした中ですね、地方における国家公務員でございますとか、他の自治体との均衡を保ち、一定の競争力を持った給与体系を確保していくということは、今後の組織運営においても必要であると考え、この度、提案させていただいているものでございます。

○伊藤委員長　はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

　　はい。宍戸委員。

○宍戸委員　国的人事院勧告は3.6%の増なんですよね。三次の場合は3.3%ということなんですけども、そこら辺の違いについて、あれば説明願いたいのと、3.3%、今まで1.何%とか2%とかいう率で上がってきたのが多かったんですけども、今回、民間の、どう言いますか、春闘等での、賃金のアップ率が5%というようなところから、かなり高いアップ率になってるんだと思いますけども、これが市の財政にどのように影響を与えるのかというところが、もう1点聞かせていただきたい点です。人件費比率がまず、どうなるのかというようなところからですね、市の財政に与える影響というのをどう捉えとるかというところをお聞かせください。

○伊藤委員長　はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長　はい。人事院勧告におきまして、民間給与と公務員との差につきましては、3.62%、1万5014円の差があるということで、そちらを解消するために、この度、給料表が改正となっております。3.62%の民間との差でございますけども、実際には国家公務員の方も、全体を平均いたしますと3.3%の改定率となっておりまして、本市と同様であると考えておるところでございます。

人件費につきましては、人件費に限らず、物価高騰の影響もございまして本市の財政に大きな影響をおよぼしているところでございます。本市といたしましては、先般お示しさせていただきました財政計画の中でですね、しっかりとそこら辺の人件費でございますとか、扶助費、公債費など、3年間のローリングの中でしっかりと見極めながら、財政運営を行っていくところでございます。人件費につきましては、國の方から、地方公務員の給与改定に係る一般財源所要額につきまして、給与改善費といたしまして2000億円、あと、地方財政計画上の追加財政需要額といたしまして4200億円の一部、また、地方交付税の増額交付1兆653億円の中で対応していくということが示されておりまして、そちらの方の財源も含めまして、今後の財政の見通しを立てていくということが基本となってくると考えております。

○伊藤委員長　はい。宍戸委員。

○宍戸委員　人件費比率ですよね。今まで13.8%だったんですかね。それがどのぐらいになるかという予想は立てられておりますか。

○伊藤委員長　はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長　はい。委員おっしゃいましたように、令和7年度、職員給も含めまして人件費、一般会計の構成といたしましては13.9%ということになっております。パーセントでは示しておりませんけども、令和8年度、令和9年度、令和10年度と一定の仮定のもとで積算して、ここの構成が偏りがあまりないようにですね、計画していく必要があると考えております。

○伊藤委員長 はい。よろしいでしょうか。はい。いいですか。

宍戸委員。

○宍戸委員 別な点なんですけども、通勤手当の関係についてお聞かせください。通勤手当、今回、大幅な改定なんですけども、公共交通機関で通われてる方は実費支給と、15万円を限度ですかね、実費支給なんでしょうけども、自動車で通勤されてる方の通勤手当をアップするということなんんですけども、市外から通われてる職員の方等の割合というのは、どうなんでしょう。距離にして30キロ以上とかいうようなところになるかと思いますけども、そこら辺の割合というのは、ありますでしょうか。

○伊藤委員長 はい。瀧熊課長。

○瀧熊総務課長 はい。この度の通勤手当の改定につきましては、国におきまして職種別民間給与実態調査というのを行いまして、民間との支給状況を調査した結果を踏まえまして、改訂されたものでございます。現在、手持ちですね、市外からの通勤の状況というのは持ってございませんけれども、現在、常勤一般職で通勤手当の支給対象者は700人でございまして、10キロ以上の通勤距離がございますものが303名いる状況でございます。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第102号に係る質疑を終了します。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(総務部 総務課退室 地域共創部 まちづくり交通課入室)

○伊藤委員長 続いて議案第90号「三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。地域共創部の説明を求めます。

はい。呑谷地域共創部長。

○呑谷地域共創部長 はい。皆さんおはようございます。地域共創部から議案第90号「三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。

本条例は、湯本豪一記念日本妖怪博物館の入館料を見直すことに伴い、三次市三次地区拠点施設の設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。湯本豪一記念日本妖怪博物館の入館料は、開館時、一般入館料として600円と安価に設定し、市民をはじめ入館者の増を図ってきたところです。現在、開館から6年が経過し、博物館の特色の一つでもある体験型の妖怪遊園地、デジタル妖怪大図鑑は子供から大人まで人気が多く、多くの入館者に好評となっていますが、これらを含めた今後の本館の長期的な特色ある機能の維持、充実などの観点から、この度入館料の上限額をそれぞれ引き上げ改正するものです。

以上で議案第90号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 はい。ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。藤井委員。

○藤井委員　はい。今回、妖怪博物館の料金の設定に幅を持たせるというのは、ある程度、一定程度、私は理解をさせていただくんすけれども、これまで、もしくはこれから、例えば三次市外のツアーで訪れる方達に、ツアー優遇とか、そういった取組みは今まで入館料の中でやられてたのかどうか。例えば、これ値上げをすることによって、そういったことに取り組もうというふうな構想があった上でやられてるのか、その辺のことが分かればお伺いしたいと思います。

○伊藤委員長　はい。伊藤まちづくり交通課長。

○伊藤まちづくり交通課長　はい。館として特別な優遇措置ということは行っておりません。今の料金設定の中で、団体割引という形では優遇措置を、どの館もそうなんすけども図っているところです。ただ、ツアーに対する優遇措置としてDMOの方で、旅行会社の募集型のツアーに対しては、予算の範囲内で庄原1ヶ所プラス三次市1ヶ所で1人当たり1000円、三次2ヶ所で1人当たり1000円、宿泊を伴えばさらに1000円を補助する取組みがなされてますので、こちらの中に博物館への来場をですね、取り入れていただくなど、対応を図っていきたいと考えております。

○伊藤委員長　はい。藤井委員。

○藤井委員　はい。連携しておるお店が少ないと、そういった話も聞かせていただくんです。優遇される部分の、どこに立ち寄れば値引きしますよっていう場所自体が少ないっていう話も聞かせていただいたりしております。

もう一つお考えを聞きたいのは、家族連れで、例えば、ふらっと寄られた方が、今まで家族親子4人家族とします。お父さん、お母さん、子供2人だとしたら合計1600円で入れたのが、それが例えば倍になつたら、ちょっと中に入るのをやめとこうかというふうなことになりかねないという心配を、多くの議員も持つてると、ううに思います。その辺のことはもちろん、運営側に任せて、しっかり状況を把握して欲しいとは思ってるんですけど、もう1つよく考えていただきたいのは、このもののけミュージアムというのが、拠点として機能する必要があると思うんです。そこにお客さんが遠のいたということになりますと、そっから波及する、三次市の観光すべてに波及する場合もあると思うので、その辺のことは、例えば市としてですね、DMOと協議をした上で、振り幅を持たせたというふうに理解さしていただいてよろしいんでしょうか。

○伊藤委員長　はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長　はい。今回の引き上げに関して、指定管理者の方では、まず今年の夏と秋の企画をですね、特別企画展として入館料1000円で実施をされております。特別企画展の実績として、その前ですね、春の企画展等、1日当たりの平均入館者数をですね、比較してみるとですね、特別企画展が1日当たり平均で191人。直近の企画展が152人、1日当たりですね平均が、実際に1000円に引き上げたんですけども、入館者数は増加している状況にあります。この季節というところもあるんですけども、今回ですね、引き上げに関して、今の展示の内容もですね、工夫をされたりというところでですね、充実化を図った結果というところでですね、特に今回はですね、妖怪を描いた浮世絵師を題材にされております関係で、江戸時代に絵草紙と呼ばれる大衆向けの読み物であるとか、浮世絵などを出版販売していたお店をですね、館の中にも製作をして、より時代背景を感じていただくような工夫を凝らしたりというようなところでですね、例えばこれまで4人

来られて、引き上げによって、その支出が多くなるんですけども、そういった中で、実際にですね、楽しんでいただいているというようなところも感じております。この料金の引き上げについてはですね、前年度から指定管理者と協議を進めてきておりまして、先ほど条例改正の説明でもさせていただきましたけども、特にこの中でですね、体験型のものについてはですね、当館の特色であり、さらには妖怪遊園地、デジタル妖怪大図鑑はですね、唯一のものでありますので、こういったところをですね、今後も維持充実させていくにはですね、どうしてもやっぱり、今の時期での引き上げが必要というところで、市の方もですね、確認をさせていただいたということで、今回、条例改正の方をお願いをさせているところです。

○伊藤委員長 はい。よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。

はい。山田副委員長。

○山田副委員長 はい。資料の方である、施設の収支状況っていうのを見ますと、一応、収支マイゼロという記載がされてるんですけども。一応、市の持ち出しとしては、4600万ほど指定管理料が出てるという状況の中で、この今の状況をどのように捉えられているかというのと、そういう中でですね、今回の料金の改定に至った背景といいますか、何で今このタイミングで、こういうことを決断されるのかというところ、二つほどお願いします。

○伊藤委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。指定管理者の収支につきましては、令和6年度実績で約マイナス800万の収支の赤字です。前年度ですと約500万の赤字という形になっております。この大きな要因としてはですね、やはり今の体験型の妖怪遊園地、デジタル大図鑑に係る委託料がですね、約800万と大きなところになっておりますので、そういったことからですね、そこの要因も含めて、今回ちょっと引き上げの上限額を、利用料金の上限額をちょっと上げさせていただきたいというところです。

○伊藤委員長 はい。山田副委員長。

○山田副委員長 はい。それともう1点ですね、先ほどから過去、いろいろな変化が起きたときに、お客様が減らずにですね、増えたという事例の話があったんですけども、今回料金改定をしてですね、確かに収入の方が増えましたよということになっても、やっぱり、もののけというのはたくさんの人々に来ていただくというのも、目的の1つにあると思うんですよ。ただ、それでもやっぱり市の持ち出しは少ない方がいいという、両方の考え方がある中でですね、やっぱりその、来るお客様が減らないような取組みなんかは並行して考えて、今回の金額変更に至ってのかいうところ、なんかあれば教えてください。

○伊藤委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。入館者数減らない取り組みとしては、今回、先ほどもちょっと回答させていただいたんですけども、特別企画展の中で、やはり今の入館の引き上げは、そういったチームラボの、やっぱり維持充実も含めて、当然、展示内容の質というかその中身も、やっぱり求められるものであると考えております。その中で、学芸員もですね今回工夫を凝らして、より時代背景を感じていただけるような取組みを、工夫を凝らしたりしておりますし、これは今的小中学

生のですね、入館促進として、今の当館で取り組んでおられることなんですけども、減免措置を活用してですね、県内小中学校を対象に社会見学等、そういう学習の機会ですね、利用をいただいたときは、入館料を免除したりですですね、施設の展示物作品のところをですね、学芸員が説明をしたり、やはりそういったところですね、利用促進も含めて対応をさせていただいているところで

す。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑はありませんか。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 はい。ちょっと何点があるので分けて聞かせていただきます。まず1点目にですね、今回1500円っていうことになっているんですけども、議会の中での説明では、段階的に1500円に引き上げていくということで、一気に1500円っていうことではないということですね。なので、例えば今600円だとしたら今度1000円、そして、いつかの時期に1200円、1500円というような形になってくるんだと思うんですけども、これ、条例を改正するということにあたりますと、その都度、条例改正ということもできるかと思うんですけども、なぜ今の時点で、今度引き上げる額1000円に上げるっていう部分の条例ではなくって、いっぺんに1500円というふうに議案で出されたのか、その理由をひとつお伺いします。それと、何故その都度に改正をされないのかということです。

そして、もう1つなんんですけども、その値上げのタイミングという部分に関して、今回1000円に上げるということですが、次に上げるときのタイミングとか、そういった検証っていうのはどのようにお考えなのかお伺いをします。

もう1つですね、質問したいんですけども。近隣にレールマウンテンバイクなどの、今、すごく人気で、お客様もたくさん来られているということですけども。観光地があり、そこに対して前回の議会の中では、そこへの影響は考えられないという答弁だったかと思うんですけども。そういう動線というものは、そこから、もののに来られる方だったり、その反対だったりっていうようなところの動線の調査みたいなものはされていて、それに対して、調査した上でそういったところには、近隣の施設やそういった取組みに対しての影響はないというふうなお考えなのか、そういう根拠という部分をお示しいただけたらと思います。

ごめんなさい、まず2点お伺いします。

○伊藤委員長 はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長 はい。値上げのタイミング、今の上限額の設定なんですけども、今回の改正にあたっては、やっぱり今後もですね、物価であったり労務単価、こちらの高騰が想定されることから、今の入館料の上限額をそれぞれ今回の設定額に引き上げさせていただくものであります。入館料の設定にあたりましては、本条例にありますように、市長の承認を受けて引き上げるというところになっておりますので、市としても設定にあたってはその額が適正な価格であるかどうかいうところはですね、その時点での理由も含めて判断すべきであると考えております。今回の1000円につきましては、そういった今の現状も踏まえて、開館から6年経過したところも含めて、DMOの方から、指定管理者の方から要望書が出て、協議をさせていただく中で、今回に至ったものになります。段階的なという部分もありますけども、当然、その都度ですね、金額の設定、今

DMOの予定とすればですね、来年3月の春の企画点からですね、引き上げをしたいというところで要望の方が上がっておりますけども、その次の時点がいつというところはですね、まだ想定はされておりませんが、当然、1000円にあたってはですね、今の内容の充実、今の機器類の維持充実等も含めて、今の展示内容のさらなる充実が必要と考えておりますので、そこは学芸員は当課の方でも所管している部分でもありますので、そこはしっかりと料金に見合った内容ができるような形ですね、学芸員の方も、今年度、湯本先生からもですね、新たに作品をいただいておりますので、さらに調査研究をしてですね、より内容の濃いものにしていきたいと考えております。

マウンテンバイクにつきましては、その動線というところは調査しておりませんけども、今の割引のところがですね、マウンテンバイクとですね、もののけ博物館をお互いに利用された場合ですね、例えば先に、もののけを利用して、続いてマウンテンバイクを行かれた場合は、マウンテンバイクの利用料金が20%割引になると。逆にマウンテンバイクを先に行かれて、もののけに行かれた場合は、もののけの料金を20%割り引くというような形ですね、それぞれがせっかく来ていただいたんだから、両方行ってもらおうということでですね、取り組んでおられます。今、マウンテンバイクの方、11月末で運営は今年は終了されておりますけども、もののけ方ではですね、700人近い方が、レールマウンテンの方からですね、来ていただいたというようなところは、報告を受けております。

○伊藤委員長　はい。よろしいですか。

徳岡委員。

○徳岡委員　先ほどの値上げに関して、最終的に1500円にということなんですけども、段階を追つていいろいろ調査分析しながら、検証しながらということだと思うんですけども、最終的に1500円にならないっていう可能性もあるということで受けとめてよろしいんでしょうか。

それが1つと、あとですね、今、島根の小泉八雲の記念館と、鳥取の水木しげるの美術館との3館周遊の取組みもされてるかと思うんですけども、小泉八雲が600円、水木しげるが1000円だったかと思うんですけども、小泉八雲記念館に関しては、市民割などもあって松江市民は無料、値段が低いっていうような取組みもあったりするんですけども、その3館周遊、毎年やられてると思うんですけど、そのあたりへの影響っていう部分はどのようにお考えなのか。

そして、先ほどの説明の中で、今回の値上げに関しては、チームラボの部分が大きいのかなと伺ったんですけども、やはり子供さんの入館という部分がポイントになってくるのかと思うんですけども、今、奥田元宋・小由女美術館の方は、小中高は無料ということですけども、この値上がりに対して、子供たちの入館料も上がるということになれば、そのあたり、チームラボの展示に関して、子供たちがなかなか入館しにくいような状況が考えられるのではないかと思うんですけども、子供たちに対しての入館料に関して、チームラボの展示に入つてもらうために、市民は割引だったり、小泉八雲みたいにですね、市民のところは、子供たちは割引だったりとか、全部の子供たちは割引だったりとか、いろいろそういうことも考えられたかと思うんですけども、そのあたり、どういうような議論があったのか、再度お伺いをします。

○伊藤委員長　はい。伊藤課長。

○伊藤まちづくり交通課長　はい。まず、1500円の条件については、必ずしも1500円まで引き上げるというわけではありません。今の上限額を1500円に設定をさせていただいたという形になります。今の3館連携につきましては、現在、3館周遊のパスポートですね、1500円で販売して周遊をいただいておるような形になっておりますけども、当館の引き上げによってですね、ここに影響するものではないものと考えております。

あと、小学生中学生のところなんですけども、現実的に、地元の小中学校の児童生徒がプライベートで本館にお越しいただいた際にですね、市内か市外かの判別がなかなか難しくて、受付が混乱するというところの懸念もありますので、大人も含めまして地元の特別な割引は行っていない状況になります。また、今の奥田元宋・小由女美術館と当館の展示内容は、やはりちょっと違ったものであります。特に申しておりますように、本館は体験型の妖怪遊園地であるとか、デジタル妖怪大図鑑、こちら子供も大人も楽しんでいただいている状況なんですけども、やはり子供さんからですね、人気が高いものになっておりますので、やはりこのサービスをですね、提供するというところはですね、適正な対価をいただきたいというところはあります。ただ、料金設定にあたってはですね、今後ですね、そういったところも含めてですね、指定管理者とですね、協議をして実際に上限の中で設定をしていきたいと考えております。

○伊藤委員長　はい。よろしいでしょうか。

徳岡委員。簡潔にお願いします。

○徳岡委員　先ほどもちょっとお伺いしたんですけども、子供たちがチームラボの展示に関しては多いということと思うんですけども。恒常的な利用を考えたときに、今も市内と市外の入場の方の統計というものは取っておられないっていうように受けとれたんですけども、その中で、やっぱり市内の子供たちに、恒常に来てもらうっていうことを考えるにあたっては、やはり、そういったところの入場料の設定だったりっていうことも、もう少し考慮に入れなきゃいけないかと思うんですけども、このまま料金設定、子供も上げていくっていうことによろしいのか、再度お伺いをします。

○伊藤委員長　はい。呑谷部長。

○呑谷地域共創部長　はい。市内の小中学生に関しては、一応、三次の出前講座ということで、地理的にも近いですから、コミュニティスクールの総合学習といった形でもですね、市内の小中学生の方が来やすいということになっております。6年度に関しては、約ですね、460名の方に参加いただいておりますので、そういった希望される学校であるとか、そういう対象の方はですね、十分そういう機会を得ていただいているかなと思っております。

○伊藤委員長　はい。よろしいでしょうか。他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長　それでは、他にないようですので、以上で議案第90号に係る質疑を終了します。地域共創部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(地域共創部 まちづくり交通課退室 危機管理監 危機管理課入室)

○伊藤委員長 それでは続いて、議案第93号「備北地区消防組合規約の変更について」の審査を行います。危機管理監の説明を求めます。

はい。山田危機管理監。

○山田危機管理監 はい。それでは、危機管理監が所管します議案第93号「備北地区消防組合規約の変更について」ご説明させていただきます。資料をご覧ください。

本案は、備北消防組合庁舎移転に伴い、組合規約に規定する事務所の位置を変更する必要があることから、地方自治法第286条第2項の規定による構成団体の協議により、これを定めるため同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。その内容は、組合の事務所の位置を現在の十日市中三丁目1番21号から、十日市町10168番地1に変更しようとするものです。建築工事は概ね予定通り進んでおり、現在のところ、3月28日土曜日、29日日曜日に引っ越しが予定されているとのことですが、万全の体制で業務を開始するにあたっての担保といたしまして、施行期日は3月1日から3ヶ月の幅を持たせることとされています。今後につきましては、規約改正について、本市、庄原市の議会において議決されましたら、組合議会において審議が行われ、次に、備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の改正が、組合議会で審議されることとなります。2月の備北消防だよりで移転予定の告知、3月の三次市広報で落成式の告知、4月の三次市広報で新庁舎の紹介を行われる予定と伺っております。次のページに、先週、備北地区消防組合が撮影されました現地の写真を添付しております。説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 はい。説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。藤井委員。

○藤井委員 はい。丁寧な資料を出していただきましてありがとうございます。その中ですね、ちょっと理解を深めるために聞かせていただくんんですけど、この備北地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の改正、これ、備北消防組合の例規の中にある中で、第1章の4条には、組合の事務所の位置という明記があって、それを変更するというふうな理解でいると、第3編の第1章のところに組織と庶務というところの条例第9号を見ると、同じ番地に消防組合の事務所と消防署というのがあって、それが「及び」で1行で括られるとんんですけど、今回、何で消防署と、その組合の事務所がセットでないのか、そこら辺がちょっといまいち理解がピンとこなくて、その辺の事をちょっと説明いただければなというふうに思います。

○伊藤委員長 はい。石田危機管理課長。

○石田危機管理課長 はい。今回ご提案をさせていただいているのは、まず、組合議会の規約ということになります。この組合議会の規約というのは、守備範囲が組合議会の内部に関する規定ということになります。先ほどおっしゃいました条例というのは、広く三次市全体に関するものというものが、まず、根底にあるというところであります。ですので、今回の規約は組合の内部に対するものであるということ。それと、一部事務組合の規約については、設けるべき規定というのが地方自治法の方で定められています。その中に一部事務組合の事務所の位置というものが法律のほうで

定められています。ですので、これは一部事務組合の事務所の規約等の変更というふうにご理解いただきたいと思います。先ほどおっしゃいました消防本部と消防署、これにつきましては、消防組合の方で条例の改正ということで、別にご審議いただくということで、全く別物というふうにご理解いただければと思います。

○伊藤委員長 よろしいですか。はい。他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 はい。他にないようですので、以上で議案第93号に係る質疑を終了します。危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。11時5分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○伊藤委員長 委員会を再開いたします。それでは、これより議案4件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

それではまず、議案第89号「三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）」について討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号「備北地区消防組合規約の変更について」について討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について、議論して参りたいと考えます。意見のある方、挙手を願います。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 議案第90号に関してなんですけれども、これから段階的に1500円と、今回、もう値上げ幅が非常に大きいため、値上げを段階的にしていく際には、しっかりと検討や、あと、企業努力などをしていただきながら、皆さんの理解を得るような努力をいただきたいということで、付すべき意見として付していただきたいと思います。

○伊藤委員長 はい。今の付すべき意見について、ご意見はありませんか。ありませんか。ないようでしたら、他に、それ以外に付すべき意見があれば、お願ひします。

はい。宍戸委員。

○宍戸委員 議案第102号「三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」でございますけども、今回は3.3%のアップ、それから期末勤勉手当の0.05月のアップというところで、かなり大幅な賃金のアップということなんですけども、地元住民の感情的にも、思いからしても、かなり高くなるという思いもあるうと思います。さらには、地元企業等の実情からしても、乖離というところがあるようにも思われます。その上において、やはり、地域経済への波及効果とか、或いは地元企業の賃上げの誘導、それへの働きかけをですね、やはり、何らかの形でするべきではないかということの、意見を付すのはいかがかなというふうに思います。

○伊藤委員長 はい。ただいまの意見に対しての意見がありますか。ありませんか。特になれば、それ以外で付すべき意見があれば、ある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 それでは今、二つの意見が出ましたのでお諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどの意見等を参考に作成したいと思います。なお、作成については正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 異議なしと認めます。正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査は、すべて終了いたしました。

皆さん、ご苦労さまでした。お疲れ様です。

(ケーブルテレビ中継終了)

○伊藤委員長 ここで一旦休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

○伊藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。これより所管事務調査を行います。今回は次第にあります通り、政策提言に向けての協議ということで、前回、閉会中の継続審査で地域共創部から、住民自治組織への支援状況についての説明と質疑の後、それから見えてきた課題などについて、委員間で自由討議を行い、様々な意見を出していただきましたが、まだ意見が出尽くしていないと思いますので、住民自治組織への支援等について、ご意見がございましたらお願ひしたいと思います。

○宍戸委員 委員長、政策提言ということを言うてんなら、昨日も言ったように、今から先の全体を見て、こういうスケジュールで政策提言に結びつくものがあったら出そうと思うと。その上において、過去2年やってきた部分も含めて、今までやってきた部分も含めて、取りまとめていこうと思うんで、今回は地域づくりについて、今日、最後に取りまとめさせてもらいたいと。すべての事案がそろったところで、今度はどれをやっていくか選定に入らしてもらいたいというような、何か流れをね、示してくれてんないと。今日はこれです、今日はこれです言われても、どこに落としころを持っていこうとしようてのかというのは分からんですよ。みんな分かつとつてんならええけど、私だけ分からんのだったらごめんなさい。なんかそこはね、ちょっと見えんので、いきなり地域づくり、自治組織についての話をやってくれ言われても、なんか、のれんのよ。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 昨日もちょっとお伝えしたと思うんですけど、宍戸委員と同じ意見で、やっぱり今までの議論がどういう議論があって、じゃあどういう方向性でやるのかっていうのは、ちょっとやっぱり、また同じ資料でまた議論するってなると、またゼロからって、この間の議論を踏まえて、どこに持っていくのかっていうところをきちんとペーパーで示してもらえないとい、方向性がちょっと分からなくなってしまう。今までも、議論をずっとしてきたわけなので、そのそれぞれの議論をどちらに持っていくのかっていうところのまとめが、もう必要なんじゃないかなと思うんですけど、視察研修のも、もう皆さんも出されているので、やっぱりその出された意見というものを、やっぱり私たち見れてないので、そういう議論を、あそこの視察研修の報告書の中から政策提言に詰めていくんだったら、ちょっとそういうふうな方向性を持っていかなきゃいけないと思うので、また同じ資料で同じ議論がなされるのは、ちょっとまた違うのかな。

○伊藤委員長 だから、その提言に向けた、今、言ってるのは住民自治組織に対する提言みたいのがあれば出して欲しいというのを今ちょっと聞いてるんですけども。それに基づいて、まとめてみようとは思うんですけども、なかなか難しいところがあって、まとまらんのですよ。

はい。藤井委員。

○藤井委員 それはね、あれですよ、この間の閉会中審査があって、部長ほか職員を呼んで話した

けど、みんな捉え方はまちまち。みんなその場で出た意見もまちまちで、まとめる言うても、やっぱりある程度どういう意見が出たか、ある程度は出して、みんなで共有しておかないと。僕は思ったことを言うて、誰が何を言ったかというのは、半分ぐらいしか覚えてない、正直。そんな中で、ちょっと取りまとめはなかなか難しい。だから今から多分僕が感じたこと言うたら、またみんなが半分ぐらいしか覚えてない人が、また言いようたなと思い出して終わりというか。

○伊藤委員長 その提言をするか、せんかということになってくるんだけど、なかなか難しいんですよね。例えば今、学校統廃合の話が出ると中で、地域で学校がなくなったときに、地域をどうするかという問題もあるし、そうでないところは全然関係ないし、地域によってはね。

○藤井委員 政策提言は、本当にその学校の問題があるからというふうに、今、そういう目線で見てしまうから難しくなってしまうんであって、例えば、地域共創部が各19の自治連へ積極的に出向いていって、今、何が課題であるかとか、学校の問題で揺れてるところがあるんだったら、例えば学校を残した場合のまちづくり、学校がなくなった後のまちづくりとか、そういうのをもっと市民目線に、もう、とにかく各地域に積極的に出向いて、その課題であるとか、解決策とかそういうの、その地域がこれからウェルビーイングな生き方をするためには、どうしたらいいかという活動をしてください、みたいな政策提言だったらできるんじゃないですか。大きな目で見たらね。その1個1個の細かいことを言い出すと、提言が難しくなる。

○伊藤委員長 はい。山田副委員長。

○山田副委員長 先ほど宍戸委員が言われた、質問されたところなんですけど、今日の口述というか、流れの全体像じゃないんですけど、全体では政策提言のことを今日ちょっと話したいということで、今、一番最初に話したいのは、前回の住民自治組織への支援状況について取り組んで、その意見感想を話してた途中で先送りにしたんで、まずそこを最後まで聞いて、一応住民自治組織の話は、それを聞いたところで、正副で総括させていただきたいなっていうのが、まず1で、2番目で、政策提言するかしないかという話し合いを設けさせてもらって、3番目に、住民自治組織以外で、過去にいろいろ視察とかいったところも踏まえて、全体的なところで、政策提言したいというような意見があれば、そこで話し合いたいという、ですよね、今日の流れはそういうイメージで、ちょっと考えておったんですけど、最初、政策提言というのがボンと出て、ちょっと分かりにくくい話だったかもしれないんですけど、そういう流れでどうかという話ですよね。

○伊藤委員長 はい。中原委員。

○中原委員 はい。前回、話が途中だったというので、僕もちょっと記憶があれなんすけど。前回は一応終わったということですね。

○伊藤委員長 山田副委員長

○山田副委員長 そこを確認の意味もあります。ないならもう終わっていいんじゃないですか。前回、バーッと意見が出て、途中で提言する、しないとか言うて、バーッとなつて、もうその話は次にしようってなつたと思います。総括ができたって捉えとつてんなら、皆さんが捉えてるならそうですし、まだ言い足りんことがあると思ってたら、今言うてくださいって話なんですよ。

○伊藤委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 それも含めて、ちょっと前回の取りまとめがないと、やっぱりそこからまた、どこから議論していいかわからないので、途中で終わったら終わったで、やっぱりちょっとどこまで話したのかっていうのを、振り返るための資料がないと、ちょっと今からまた、この事業の説明を思い出して、また議論するっていうのはすごく難しい。

○宍戸委員 前回、こういう意見が出て、こういうところが煮詰まってないように思うたんじゃけども、皆さんの方から何かあるかという問い合わせだったらできるけども、政策提言とポンと言われてもね。継続しとるんで、皆さんからの意見はこうだったんです、これを詰めさせてもらうのか、この程度でもう収めて、これはなかなか政策提言に結びつくようなことでない案件のように思うんですがどうでしょうか、というような投げかけだけでもしてくれてならいいんですけどね、いきなりポンと言われてもね。

○伊藤委員長 前回、いくつか出とったと思うんですけど、ちょっとまとめてないんでね。

はい。中原委員。

○中原委員 前回の僕のノートに書いとるのを見ると、「疎開保険が必要と考えとる」みたいなことを書いてる。その辺こと、なんか言ったのかなと思う記憶だけで。政策提言ですけど、なんかそういうことを書いとるんで、僕としたら終わって、この辺の最後、政策提言を皆さんで確認したようなイメージだったんで。ここまで自分の記憶は限界です。

○伊藤委員長 はい。今まで出された意見をこれからまとめるということで、それ以外で出してない意見等あればね、出しといてもらえばということで、今日、提案させてもらってお願いしたいと思いますが。ないようでしたら、もうそれで一旦、打ち切らしてもらって、こちらの方でまとめさせていただきます。

はい。藤井委員

○藤井委員 さっき言わしてもらったのが僕の意見。もし、政策提言にあげるんであれば、地域共創部はしっかりと地域へ出て行って、地域の課題、将来のまちづくりについて、ちゃんと話し合いを積極的にやるように、まちづくりトークやそういうとこでもやっぱり、全然あんたら来たことないじゃないかみたいな意見が、結構あちこち出ている。そこら辺が僕の意見です。

○伊藤委員長 はい。そういう意見がありますので。

はい。徳岡委員。

○徳岡委員 私も藤井委員の意見に賛成なんですけれども、私もそこだと思っていて、さらに、この間の取組みの中で、地域共創部のまちづくり支援事業というので、対話を使ったまちづくりというのをワークショップでやられてるんですけど、今からまちづくりビジョンを作ったりとか、学校再配置など、こうするにあたって、こういった手法でやらなきゃいけないよというふうに、市の方が提案をされているにもかかわらず、そういう対話型の議論というのが再配置に関しても、なかなかまだできない状況だと思うので、やはり、地域共創部が全然、教育委員会との連携がないっていうふうに、前に答弁されたんですけど、やっぱりそういったところをしっかりと教育委員会とも連携をとって、これから地域のまちづくりというのを、改めてこういった対話型で行うっていうことが、微妙なのじやないかなというふうに思うので、私もそこは藤井委員に賛成なんんですけど、し

かしながら、この前の質問と答弁を、やっぱちょっと文字化して視覚化しないと、やっぱあやふやなところがある。自分でガーッとメモをとってるだけでは、非常にあやふやなところがあるので、その辺りはちょっと1回整理をして、どういった質問が出て、執行部がどういう答弁をされたのかというのをはつきりちゃんとしてないと、その提言というときに正確性を欠いたものになってはいけないので、やっぱりそのあたりの整理はお願いしたいと思います。

○伊藤委員長　はい。それ以外の意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長　なければ、その提言をどのようにするか、提言をするかせんかということも含めて意見を聞かせていただきたいんですが。今出た意見は意見なんですけども、それをどう提言に結びつけていくかということで、提言するかせんかということを。漠然としておるところもあるんですが。ないようでしたら、はい。宍戸委員。

○宍戸委員　どうもね、進め方が。提言いうことが先に来るというのは、ちょっと私はおかしいと思うんです。こういう議論をしようる中で、これはやっぱり委員会として執行部に何らかのアクションをしといたほうがいいんじゃないかという意見が出たら、それは提言になりうるが、提言をしないといけんけえという使命感でやるのはどうなんかと思う。それが1点なんんですけど、ちょっと持っていき方がね。初めからそういう流れで来よるんだったら、ちょっと、そんなこと今言われてもいうて言われんと思うんだけど。委員長の頭の中に、提言はともかく、何か材料を探したいと思うてんなら、今までこういうことをやってきた、まちづくりだったらまちづくりの関係でいいんじやけど、そういうのをいくらかまとめて最終的に提言というところへの課題へ結びつくようにせんと。なんか、その議論がね。住民自治組織の関係をやるのに、前回アドバイス事業の総括とかいうことでやっておるんですけど。それと、また今度、学校との関係で、全部ひっくるめてやらないけんのんですけども。その中で、今からの地域づくりというのは、どういうふうに持っていくにやいけんのんじゅろうか、どういうことが今の行政として足らんところなんで、議会からこういうことをやるべきじゃないかというのが言えれば、それが提言なんでしょうし。何か問題点はどこにあるかいうところを、やっぱ探してこないといけんのんじやないです。

それと、今、地域で問題になってるのは、学校の再配置計画との結びつき方が、どうも結びついでない進め方なんで、それをどうするかいうのが今出とったんですよね。要は今の地域づくりの進め方が、このままでええんかと。アドバイス事業は藤山浩さんから、新しい人に変わったいうのが納得できるんだったらそれだろうし。やっぱ、継続的なものがなけりゃいけんのじやないかいうところもあるだろうし。論点整理をやっぱりしていかなきやいけない。今までの皆さんの話の中での論点が、これとこれとこれとがあるんじやないかと。まず、この論点について、皆さんの意見を聞かしてくれということをしていかんと、最終的な提言とかいう話にならんかなという気がするんですが。この会議にストップかけようと思って言いようるわけじやないけど。

○伊藤委員長　はい、わかりました。今まで出た意見をもう1回整理させてもらって、次回をもう1回どこかでしたいと思います。ということで、そのまとめについては正副委員長に任せただくということで、はい。宍戸委員。

○宍戸委員 それは、わしの意見よ。わしの意見でそこでまとめてもらつちゃいけん。

○伊藤委員長 いや、今のをまとめるんじゃない。今まで出た意見をまとめて、ちょっとやっぱり、私の頭の中も全然整理できとらんし、まとまつた文章もないしというがあるんで、どう進めでいいかというのが非常に難しくなって、分からなくなってきてるので、ちょっと整理をさせてください。ということで、これは提言したいとかいうようなことがあればね、それを出しといてもらえば。提言にこだわるわけじゃないけど。

○藤井委員 そうしましょう。個々にこういう政策提言はどうだろうというサンプルを作つて、みんなが提案し合うというのはどうですか。「それいいね」とか、「これはちょっといけんだろう」ってすれば、正副委員長も楽なんじやない。その代わり、正副委員長も出さないといけない

○伊藤委員長 はい。いい意見を聞かしてください。

　　はい。徳岡委員。

○徳岡委員 それをするにしても、やっぱりこれまでの議論の整理がないと、やっぱりそこは必須だと思うので、思いつきだけでそういうのはやつちやいけないと思うので。それとか、勘違いしたこともあるかもしれない。やっぱりちょっと、そこはしっかり正確なものがいる。

○伊藤委員長 はい。山田副委員長。

○山田副委員長 はい。それについては、何でいうんですかね、やっぱり提言って、絶対にせんといけんもんじやなくて、今まで皆さんがこうやってきた中で、これは絶対に行政に対して言いたいと思うものであつて、今までの会議の内容とかも確かに大切なんですけど。先ほど宍戸委員が言わされたことも、今まで何か言ったことも言ってなかつたこともあると思うんすよ。要は、自分が出したいというものに対しての思いを、会議で出てこようが出て来なくても、連ねてもらうものであつて、それに対して絶対するわけでもないし、皆さんで協議して、それも出てきたものの中じやないって言つちやいけんってわけじやないんで。協議して、まず話し合おうという話で、そこでもう提言書すぐ作ろうって話じやないんすよ。まず、するかしないかの議論を、このことに対するかしないか、こっちのことで成立しないかっていう議論を次しましようっていうので、もし思ひがある方は、提案できるようにしとつてくださいねっていう投げかけの部分なんで、はい。

○伊藤委員長 はい。徳岡委員。

○徳岡委員 それ、思いつきだったらいいんですけど、所管事務調査っていう調査をずっとしてきたわけなので、やっぱり調査をした流れったり、経緯だったりっていうものは、きちんとそれはペーパーで皆さんで共有した上で、提言するのかどうかっていうのを図っていくのが本来のやり方なんじやないかなと思うので、今、多分ぼんやりと皆さんの頭に何か提言はあるかと思うんですけど、それは自分でね、いろいろ調べてきたこともあるし、いろいろあると思うんですけど、この総務常任委員会でこの所管事務調査を受けて、じゃあどういうふうに提言していくかっていうのを出していかないと、提言するかしないか分からんんですけど、出していくかっていうところなので、やっぱちょっとそこのまとめぐらいは、整理をしないとちょっと。

○伊藤委員長 はい。だから、そこはまとめさしてもう出させてください。

　　はい。藤井委員。

○藤井委員　徳岡さんの言うロジックもわかる。閉会中審査で、この間やった上で政策提言。そうじやなくて、逆だと思う。僕の場合、考えるのは、総務常任委員会として、地域のことなどの政策提言に繋がる、一つのツールでこの間の所管事務調査があったというふうに考えれば、割り前、スムーズに考えられんじやないかなというふうに思う。意味は分かりますか。

○伊藤委員長　はい。山田副委員長。

○山田副委員長　これはまだ話し合ってないですけど、私もですけど、そこで政策提言にこれをしようということになれば、文字起こしをして、当時こういう話し合いがあったということで、具体的な提言書を作ってきて、またそれも提案させていただいて、こういうのを加えたほうがいい、削除したほうがいいという形で、委員長報告とともにですね、作らしてもらえればと思うんですけど。今の段階だと、2年間分を全部ダーッと羅列しないといけなくなる。準備するにしても、要は何について提言するかというのは、まだ今の段階じゃ一旦白紙になったわけですから、その住民自治組織へのところへ提言する、しないのところも踏まえて、次、何について提言をしましょうかっていう話で僕は捉えたんですけども。

○宍戸委員　「議員と話そう」でスライドを作ったのは、去年1年間、所管事務調査とか行政観察を行った上での、こういう取組みをしたと。三次に活かせる、三次が考えないといけんのは、こういうところがあったんだと思うんですよ。それと、令和7年度が1年経つ中において、今のような課題を持って所管事務調査やっていたと。それぞれのところの、まとめをそれなりにしとる部分もあるし、してない部分もあるんだろうと思うんですけども。それを出して、やっぱり、全部できれば一番いいんでしょうけど、全部できるようなことは多分ないと思う。それはやっぱり、みんなが共通認識の上に置いてから、ちょっと話を進めていかんと。3月に向けて、3月が一応、2年の任期なんで、この委員会としての、こういうまとめにそれぞれさせてもらうと。まとめる中において、これはやっぱり、今からの行政がやつていかにやいけんことじゃないかと、いうところが言えるもんが何点かあれば、それを政策提言というような形に結びつけるような、そういうところを見える化してもらってからせんとと思うんです。

○伊藤委員長　はい。それを正副の方で作らしてもらって、そこへ繋げていければというふうに思います。ところで、今日の所管事務調査については以上で終わりといたします。他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長　はい。それでは、以上で本日の委員会日程、すべて終了いたしました。

皆さんお疲れ様でした。

午前11時55分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月5日

総務常任委員会

委員長 伊 藤 芳 則